

熊本県公報

号外 第 32 号
平成 20 年 7 月 30 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県会計規則の一部を改正する規則	(会 計 課) 1
○熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則	(人 事 課) 1
○熊本県温泉法施行細則の一部を改正する規則	(薬務衛生課) 2
訓 令	
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	(人 事 課) 17
○熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令	(") 18

規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 7 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 47 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則
熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項中「松橋西養護学校」を 「松橋西養護学校
宇土中学校」 に改め、同表 9 の項中「八

代工業高等学校」を 「八代工業高等学校
八代中学校」 に改め、同表 12 の項中「倉岳高等学校」を削る。

附 則

この規則中別表第 1 の 2 の項及び 9 の項の改正規定は平成 20 年 8 月 1 日から、その他の規定は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 7 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 48 号

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則
熊本県衛生事務に関する委任規則（平成 3 年熊本県規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 5 号ア中「第 11 条第 2 項で」を「第 11 条第 2 項又は第 3 項において」に改め、同号イ中「第 11 条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を、「含む。」の次に「、第 14 条の 3 第 1 項又は第 16 条第 1 項」を加え、「許可の」を「許可を受けた」に改め、同号ウ中「第 11 条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を、「含む。」の次に「、第 14 条の 4 第 1 項又は第 17 条第 1 項」を加え、「許可の」を「許可を受けた」に改め、同号エ中「第 11 条第 2 項で」を「第 11 条第 2 項又は第 3 項において」に改め、同号中シをセとし、サをスとし、コをシとし、ケをサとし、クをコとし、カ及びキを削り、オをケとし、同号エの次に次のように加える。

オ 法第 14 条の 5 第 1 項の規定により可燃性天然ガスの濃度についての確認をすること。

カ 法第 14 条の 5 第 3 項の規定により可燃性天然ガスの濃度についての確認を取り消すこと。

キ 法第 14 条の 6 第 2 項の規定により可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた地位の承継の届出を受理すること。

ク 法第 14 条の 8 第 1 項の規定による温泉採取の事業の廃止の届出を受理すること。

附 則

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条第 5 号エの次に次のよ

うに加える改正規定（オ、カ及びキに係る部分に限る。）は、平成20年8月1日から施行する。

熊本県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第49号

熊本県温泉法施行細則の一部を改正する規則

熊本県温泉法施行細則（昭和48年熊本県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条の見出し中「及び」を「又は」に改め、同条第1項中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の2条を加える。

（有効期間の更新の申請）

第4条 法第5条第2項（法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の有効期間の更新の申請は、温泉掘削（増掘、動力装置）許可有効期間更新申請書（別記第3号様式）により行うものとする。

2 前項の申請書には、掘削、増掘及び動力の装置の場所を明示した現況写真を添付しなければならない。

（掘削等のための施設等の変更許可申請）

第4条の2 法第7条の2第1項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、温泉掘削（増掘）のための施設等の変更許可申請書（別記第3号様式の2）により行うものとする。

2 前項の申請書には、省令第4条の3第2項各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第5条第2項中「第11条第2項」の次に「又は第3項」を加え、同条の次に次の4条を加える。

（温泉の採取の許可申請）

第5条の2 法第14条の2第1項の規定による許可の申請は、温泉採取許可申請書（別記第6号様式の2）により行うものとする。

2 前項の申請書には、省令第6条の2第2項各号に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）温泉採取の目的を具体的に示した事業計画書

（2）温泉採取地の10,000分の1の地図及び測量士が作成した温泉採取地の測量図

（3）その他知事が必要と認める書類

（温泉採取のための施設等の変更許可申請）

第5条の3 法第14条の7第1項の規定による許可の申請は、温泉採取のための施設等の変更許可申請書（別記第6号様式の3）により行うものとする。

2 前項の申請書には、省令第6条の10第2項各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

（温泉採取の事業の廃止届）

第5条の4 法第14条の8第1項の規定による届出は、温泉採取事業廃止届出書（別記第6号様式の4）により行うものとする。

2 前項の届出書には、省令第6条の11第2項各号に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）温泉採取許可証

（2）その他知事が必要と認める書類

（可燃性天然ガスの濃度についての確認申請）

第5条の5 法第14条の5第1項の規定による確認の申請は、可燃性天然ガスの濃度についての確認申請書（別記第6号様式の5）により行うものとする。

2 前項の申請書には、省令第6条の7第2項各号に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）省令第6条の12に規定する濃度測定により測定した結果を証する書面

（2）その他知事が必要と認める書類

第6条第2項中「第7条第2項」を「第7条第2項各号」に、同項第4号中「の規定により」を「の規定による」に改める。

第7条の見出し中「及び」を「又は」に改め、同条中「第11条第2項」の次に「又は第3項」を加え、「及び第16条第1項」を「、第14条の3第1項又は第16条第1項」に、「許可の」を「許可を受けた」に、「法人の合併及び分割に係る温泉掘削（増掘、動力装置、利用）許可承継承認申請書」を「法人の合併又は分割に係る温泉掘削（増掘、動力装置、採取、利用）許可承継承認申請書」に改める。

第8条第1項中「第11条第2項」の次に「又は第3項」を加え、「及び第17条第1項」を「、第14条の4第1項又は第17条第1項」に、「許可の」を「許可を受けた」に、「相続に係る温泉掘削（増掘、動力装置、採取、利用）許可承継承認申請書」を「相続に係る温泉掘削（増掘、動力装置、採取、利用）許可承継承認申請書」に改め、同条第2項中「第4条第2項第2号」の次に「、第6条の5第2項第2号」を加え、「に規定する同意書」を「の同意書」に、「温泉掘削（増掘、動力装置、採取、利用）事業承継相続人選定同意書」を「温泉掘削（増掘、動力装置、採取、利用）事業承継相続人選定同意書」に改め、同上の次に次

の1条を加える。

(確認を受けた地位の承継届出等)

第8条の2 法第14条の6第2項の規定による届出は、法人の合併又は分割に係るものにあつては法人の合併又は分割(事業の全部の譲渡)に係る可燃性天然ガス濃度確認承継届出書(別記第10号様式の2)により、相続に係るものにあつては相続に係る可燃性天然ガス濃度確認承継届出書(別記第10号様式の3)により行うものとする。

2 省令第6条の8第2項第2号口の同意書は、可燃性天然ガス濃度確認承継相続人選定同意書(別記第10号様式の4)とする。

第9条第2項中「動力の装置に係る」を「動力装置に係る」に改める。

第10条第1項中「第11条第1項」の次に「、第14条の2第1項」を加え、同条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

第12条中「第15条第1項の」を「第15条第1項の規定による」に改める。

第13条第3項中「第12条第2項」を「第12条第1項」に改め、同項第2号中「及び使用年数」を「、使用年数」に、「並びにその写真」を「及びその写真」に改める。

第14条第2項第1号中「あつては、」の次に「変更後の」を加え、同項第3号中「器具等」を「器具、機械又は装置」に改め、同項第4号中「業務責任者」を「業務の責任者」に、「有する」を「保有する」に改め、同項第5号中「有する」を「温泉成分分析業務に関し保有する」に、「資格の」を「資格を」に改める。

第19条中「臨時に」の次に「閲覧所の」を加える。

第21条第2号中「汚損」を「汚損し、」に改める。

第22条を次のように改める。

(書類提出の手續)

第22条 法、省令及びこの規則により提出する書類(温泉の所在地が熊本市である場合における法第15条第1項の規定による許可の申請並びに法第16条第1項及び法第17条第1項の規定による承認の申請に係る書類を除く。)は、掘削地又は温泉の所在地が熊本市である場合は知事に1部、熊本市以外である場合は当該掘削地又は温泉の所在地を管轄する保健所長に1部を提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる申請又は届出に係る書類は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法第3条第1項、第7条の2第1項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)、第11条第1項、第14条の2第1項若しくは第14条の7第1項の規定による許可の申請又は法第14条の5第1項の規定による確認の申請 掘削地又は温泉の所在地が熊本市である場合は知事に1部、熊本市以外である場合は当該掘削地又は温泉の所在地を管轄する保健所長に2部

(2) 法第19条第1項の登録の申請又は法第20条若しくは法第21条第1項の規定による届出 知事に1部

別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

温 泉 掘 削 許 可 申 請 書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)

印

電話番号

温泉を掘削したいので、温泉法第 3 条第 1 項の規定により許可を申請します。

温泉利用 の目的		掘削しようとする 土地	所在及 び地番			
			地目		土地の付近 の状況	
工事内容	掘削の口径	mm	掘削の深さ	m	パイプの材質	
	パイプの内径	mm	パイプの長さ	m	工事の施工方法	
工事期間	着手予定	許可の日から 日以内		完了予定	着手の日から 日以内	
工事 請負 人	住 所 名 氏 名 電 話 番 号	建設業法による許可番号 ()				
掘削 地が 他人 所有 の場 合	土地所有者の 住 所、氏 名 及び電話番号					
主要 な設 備の 構造 及び 能力	設 備 名	構 造			能 力	

(備考) 次の書類を各 1 部添付してください。

- 1 温泉利用の目的を具体的に示した事業計画書
- 2 掘削地付近の 1 万分の 1 の地図 (掘削地点を朱書するとともに、付近に他の温泉ゆう出地がある場合は、それとの距離を朱書してください。) 及び測量士が作成した掘削地の測量図 (掘削地点を朱書してください。)
- 3 掘削地点を明示した写真
- 4 掘削地の登記事項証明書
- 5 温泉法第 3 条第 2 項に規定する権利を有することを証する書類
- 6 申請者が温泉法第 4 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 7 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 8 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が温泉法施行規則第 1 条の 2 各号に掲げる基準に適合することを証する書類
- 9 温泉法施行規則第 1 条の 2 第 10 号に規定する掘削時災害防止規程
- 10 その他知事が必要と認める書類

別記第3号様式を削る。

別記第2号様式中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改め、「第5条第2項」の次に「(同法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同様式備考中「及び動力」を「又は動力」に改め、同様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式 (第3条関係)

温泉増掘 (動力装置) 許可申請書								
熊本県知事 様					年 月 日			
申請者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 印								
電話番号								
温泉の増掘 (動力の装置) をしたいので、温泉法第11条第1項の規定により許可を申請します。								
増掘 (動力の装置) の目的			増掘 (動力の装置) の場所及びその付近の状況					
掘削許可の年月日及び許可番号			年 月 日熊本県指令 第 号					
増掘 (動力の装置) 許可の年月日及び許可番号			年 月 日熊本県指令 第 号					
申請内容	増掘	口径	深さ	完成後の深さ	工事着手予定	許可の日から	日以内	
		mm	m	合計 m	工事終了予定	着手の日から	日以内	
	動力の装置	出力	機種			工事着手予定	許可の日から	日以内
		KW	ポンプの種類			工事終了予定	着手の日から	日以内
工事の施工方法								
現況	温泉ゆう出路		口径	mm	深さ	m		
	パイプ		内径	mm	長さ	m	材質	
	温度及びゆう出量		温度 (年 月 日測定) °C		ゆう出量 (年 月 日測定) l/分			
	動力がある場合		出力	KW		機種		
			ポンプの種類					
工事請負人	住所氏名電話番号	建設業法による許可番号 ()						
主要な設備の構造及び能力	設備名		構造			能力		
(備考) 次の書類を各1部添付してください。 1 温泉利用の目的を具体的に示した事業計画書 2 増掘又は動力の装置の場所付近の1万分の1の地図 (増掘地点又は動力装置施工地を朱書するとともに、付近に他の温泉ゆう出地がある場合は、それとの距離を朱書してください。) 及び測量士が作成した増掘又は動力の装置の場所の測量図 (増掘地点又は動力装置施工地を朱書してください。) 3 増掘又は動力の装置の場所を明示した写真 4 増掘又は動力の装置の詳細を示す平面図及び断面図 5 申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書類 6 増掘にあっては、設備の配置図及び主要な設備の構造図 7 増掘にあっては、増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が温泉法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書類 8 増掘にあっては、温泉法施行規則第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程 9 その他知事が必要と認める書類								

別記第 3 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 3 号様式の 2 (第 4 条の 2 関係)

<p>温泉掘削（増掘）のための施設等の変更許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本県知事 様</p> <p style="text-align: center;">申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電話番号 印</p> <p>温泉掘削（増掘）のための施設等を変更したいので、温泉法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により変更許可を申請します。</p>	
掘削許可等の別	掘削 増掘
掘削（増掘）の目的	
掘削許可の年月日及び許可番号	年 月 日熊本県指令 第 号
増掘許可の年月日及び許可番号	年 月 日熊本県指令 第 号
工事に係る土地	所在及び地番
	地 目
変更の内容	
変更の理由	
変更後の工事着手予定年月日	年 月 日
変更後の工事完了予定年月日	年 月 日
<p>(備考) 次の書類を各 1 部添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図 2 変更後の掘削（増掘）のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削（増掘）の方法が温泉法施行規則第 1 条の 2 各号に掲げる基準に適合することを証する書類 3 掘削（増掘）時災害防止規程の変更を伴う場合にあっては、変更後の当該規程 4 その他知事が必要と認める書類 	

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式（第5条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">温泉掘削（増掘、動力装置）工事完了（廃止）届出書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">熊本県知事 熊本県 保健所長 様</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">届出者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">印</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">電話番号</p> <p style="margin: 5px 0;">温泉掘削（増掘、動力の装置）工事を完了（廃止）したので、温泉法第8条第1項（同法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む）の規定により届け出ます。</p>				
許可の別	掘削	増掘	動力装置	
許可の年月日及び許可番号	掘削	年 月 日	熊本県指令	第 号
	増掘	年 月 日	熊本県指令	第 号
	動力の装置	年 月 日	熊本県指令	第 号
工事に係る土地	所在及び地番		地目	
工事完了（廃止）年 月 日	年 月 日			
工事廃止の理由				
許可の内容	口 径 mm	深 さ m	ケーシングの長さ m	エアーパイプの長さ m
工事の状況	mm	m	m	m
工事の結果	出力 ポンプの種類	KW	機種	
ゆう出量	自噴 ℓ/分	動力使用 ℓ/分	温 度	℃
静 水 位	m		動水位	m
工事請負人の住所、氏名及び電話番号	建設業法による許可番号（ ）			
<p>（備考）工事完了の場合は、次の区分に従い、次の書類を各1部添付してください。</p> <p>1 掘削又は増掘の場合 掘削又は増掘工事に係る工事請負人の報告書（柱状図、口径、深さ等の断面図を記載し、パイプの名称及び長さ、エアーパイプの長さ並びに各層における温度を記入してください。）及び温泉法施行規則第1条の2第9号に規定する記録</p> <p>2 動力の装置の場合 動力の配置図及びポンプ座の位置図</p>				

別記第 6 号様式の次に次の 4 様式を加える。

別記第 6 号様式の 2 (第 5 条の 2 関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">温泉採取許可申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">熊本県知事 様</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">印</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">電話番号</p> <p style="margin: 5px 0;">温泉の採取を業として行いたいので、温泉法第 14 条の 2 第 1 項の規定により許可を申請します。</p>					
採取の目的		採取を行おうとする場所			
掘削許可の年月日及び許可番号		年 月 日熊本県指令 第 号			
増掘許可の年月日及び許可番号		年 月 日熊本県指令 第 号			
動力の装置許可の年月日及び許可番号		年 月 日熊本県指令 第 号			
採取の開始予定の年月日		年 月 日			
現	温泉ゆう出路	口径 mm		深さ m	
	パイプ	内径 mm	長さ m	材質	
	温度及びゆう出量	温度 (年 月 日測定) °C		ゆう出量 (年 月 日測定) l/分	
	動力の状況	出力	KW	機種	
況	ポンプの種類				
<p>(備考) 次の書類を各 1 部添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 温泉採取の目的を具体的に示した事業計画書 2 温泉採取地の 10,000 分の 1 の地図(温泉採取地点を朱書するとともに、付近に他の温泉ゆう出地がある場合は、それとの距離を朱書してください。)及び測量士が作成した温泉採取地の測量図(温泉採取地点を朱書してください。) 3 申請者が温泉法第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 4 号までに該当しない者であることを誓約する書面 4 温泉採取に係る設備の配置図及び主要な設備の構造図 5 温泉採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が温泉法施行規則第 6 条の 3 第 1 項各号又は第 3 項各号に掲げる基準に適合することを証する書類 6 温泉採取に係る設備の設置の状況を現した写真 7 温泉法施行規則第 6 条の 2 第 2 項第 4 号に規定するメタンの濃度及び量の測定の結果 8 温泉法施行規則第 6 条の 3 第 1 項第 1 0 号に規定する採取時災害防止規程 9 その他知事が必要と認める書類 					

別記第6号様式の3 (第5条の3関係)

温泉採取のための施設等の変更許可申請書					
					年 月 日
熊本県知事		様			
申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)					
					印
温泉採取のための施設等を変更したいので、温泉法第14条の7第1項の規定により変更許可を申請します。					
採取の目的		採取を行っている場所			
掘削許可の年月日及び許可番号		年 月 日熊本県指令 第 号			
増掘許可の年月日及び許可番号		年 月 日熊本県指令 第 号			
動力の装置許可の年月日及び許可番号		年 月 日熊本県指令 第 号			
採取許可の年月日及び許可番号		年 月 日熊本県指令 第 号			
現 況	温泉ゆう出路	口径 mm		深さ m	
	パイプ	内径 mm	長さ m	材質	
	温度及びゆう出量	温度 (年 月 日測定) °C		ゆう出量 (年 月 日測定) l/分	
	動力の状況	出力 KW	機種		
変 更 の 理 由	ポンプの種類				
	変更の内容				
変 更 の 理 由	変更の理由				
	変更後の工事の着手及び完了の予定日	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
(備考) 次の書類を各1部添付してください。 1 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図 2 変更後の温泉採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が温泉法施行規則第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面 3 変更に係る設備の変更前の状況を現した写真 4 採取時災害防止規程の変更を伴う場合にあっては、変更後の当該規程 5 その他知事が必要と認める書類					

別記第 6 号様式の 4 (第 5 条の 4 関係)

温 泉 採 取 事 業 廃 止 届 出 書

年 月 日

熊本県知事

熊本県 保健所長 様

届出者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

温泉の採取の事業を廃止したので、温泉法第 14 条の 8 第 1 項の規定により届け出ます。

採 取 の 目 的

採 取 の 場 所

採取許可の年月日
及び許可番号年 月 日
熊本県指令 第 号温泉のゆう出路
の埋戻状況可燃性天然ガスの濃度
確認を受けた日

年 月 日 第 号

廃 止 年 月 日

年 月 日

廃 止 の 理 由

(備考) 次の書類を添付してください。(1にあっては、各 1 部)

- 1 温泉法第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者にあつては、温泉のゆう出路の埋戻しの状況を表示した図面及び埋戻しの状況を現した写真
- 2 温泉採取許可証

別記第6号様式の5（第5条の5関係）

可燃性天然ガスの濃度についての確認申請書

年 月 日

熊本県知事
熊本県

保健所長 様

申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

印

電話番号

温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度について確認を受けたいので、温泉法第14条の5第1項の規定により申請します。

温泉の採取を行おうとする場所				
温泉の採取の開始の予定日				
測定を行った場所				
測定を行った年月日	年 月 日			
測定を行った方法				
測定した結果				
測定を行った者(測定機関名)				
許可状況		掘削の許可	増掘の許可	動力装置の許可
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	許可番号	熊本県指令第 号	熊本県指令第 号	熊本県指令第 号

(備考) 1 申請者の氏名(法人にあっては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

2 次の書類を各1部添付してください。

- (1) 温泉の採取の場所の状況を現した写真
- (2) メタン濃度の測定の実施状況を現した写真
- (3) 温泉法施行規則第6条の12に規定する濃度測定により測定した結果を証する書面
- (4) その他知事が必要と認める書類

別記第 7 号様式中「の規定による」を「の規定により」に改め、同様式備考の項 2（5）中「第 15 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで」を「第 15 条第 2 項各号」に改める。
 別記第 8 号様式及び別記第 9 号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式（第 7 条関係）

法人の合併又は分割に係る温泉掘削（増掘、動力装置、採取、利用）許可承継承認申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 熊本県知事 熊本県 保健所長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">申請者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 印</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">電話番号</div> 温泉掘削（増掘、動力装置、採取、利用）の許可を受けた者の地位を承継したいので、 第 6 条第 1 項 温泉法 第 1 4 条の 3 第 1 項 の規定により承認を申請します。 第 1 6 条第 1 項					
合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により掘削、増掘若しくは動力の装置の事業、温泉の採取の事業若しくは温泉を公共の浴用若しくは飲用に供する事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	1 消滅する法人 所在地 名 称 代表者氏名 2 事業を承継する法人 所在地 名 称 代表者氏名				
許 可 の 別	掘 削	増 掘	動 力 装 置	採 取	利 用
許可の年月日及び 許可番号	年 月 日	熊本県指令		第 号	
工事に係る土地	所在及び地番		地 目		
温泉採取の 場 所					
温泉を公共の利用に供 する 場 所		温泉利用施設 の 名 称			
合併又は分割の予定日	年 月 日				
（備考）次の書類を各 1 部添付してください。 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し 2 申請者が温泉法第 4 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに該当しない者、同法第 1 4 条の 2 第 2 項第 2 号から第 4 号までに該当しない者又は同法第 1 5 条第 2 項各号に該当しない者であることを誓約する書面					

別記第9号様式（第8条関係）

相続に係る温泉掘削（増掘、動力装置、採取、利用）許可承継承認申請書

年 月 日

熊本県知事
熊本県 保健所長 様

申請者の住所及び氏名

印

電話番号

温泉掘削（増掘、動力装置、採取、利用）の許可を受けた者の地位を承継したいので、

第7条第1項

温泉法 第14条の4第1項 の規定により承認を申請します。

第17条第1項

被相続人との続柄				
被相続人の住所	住所			
及び氏名	氏名			
許可の別	掘削	増掘	動力装置	採取 利用
許可の年月日及び 許可番号	年 月 日	熊本県指令	第	号
工事に係る土地	所在及び地番		地 目	
温泉採取の場所				
温泉を公共の利用に供 する場所		温泉利用施設 の名称		
相続開始の日	年 月 日			

（備考）次の書類を各1部添付してください。

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者にとっては、その全員の同意書
- 3 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者、同法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者又は同法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

別記第10号様式中「動力装置」の次に「、採取」を加え、「許可の」を「許可を受けた」に、「許可を」を「許可を受けた地位を」に改め、同様式の次に次の3様式を加える。

別記第10号様式の2（第8条の2関係）

法人の合併又は分割（事業の全部の譲渡）に係る可燃性天然ガス濃度確認承継届出書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div>	
熊本県知事 熊本県 保健所長 様	
届出者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	
印 電話番号	
可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた地位を承継したので、温泉法第14条の6第2項の規定により届け出ます。	
法第14条の5第1項の確認を受けた者及びその地位の承継をした者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	1 確認を受けた者
	2 確認を受けた地位の承継をした者
確認の年月日及び確認文書番号	年 月 日 第 号
温泉採取の場所	
合併又は分割の日	年 月 日
(備考) 次の書類を各1部添付してください。 1 合併又は分割の場合にあっては、合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し 2 事業の全部の譲渡の場合にあっては、譲渡に関する契約書の写し	

別記第10号様式の3（第8条の2関係）

相続に係る可燃性天然ガス濃度確認承継届出書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 熊本県知事 熊本県 保健所長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出者の住所及び氏名</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">電話番号</div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた地位を承継したので、温泉法第14条の6第2項の規定により届け出ます。</p>	
被相続人との続柄	
被相続人の住所	住所
及び氏名	氏名
確認の年月日及び確認文書番号	年 月 日 第 号
温泉採取の場所	
相続開始の日	年 月 日
（備考）次の書類を各1部添付してください。 1 戸籍謄本 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により確認に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にとっては、その全員の同意書	

別記第 10 号様式の 4 (第 8 条の 2 関係)

可燃性天然ガス濃度確認承継相続人選定同意書

年 月 日

熊本県知事

様

熊本県 保健所長

住所

氏名

印

次のとおり可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた者の地位を承継すべき相続人を選定することに同意します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 確認を受けた者の地位を承継すべき相続人として選定された者の氏名及び住所

別記第 12 号様式中「動力装置許可済証」を「温泉動力装置許可済証」に改める。

別記第 15 号様式中「、氏名」の次に「及び」を加える。

別記第 16 号様式中「郵便番号 -」を削り、「電話番号 () -」を「電話番号」に改める。

別記第 18 号様式中「郵便番号 -」を削り、「電話番号 () -」を「電話番号」に改め、同様式備考 5 中「有する」を「温泉成分分析業務に関し保有する」に改め、同様式備考 6 中「第 19 条第 4 項第 1 号から第 3 号まで」を「第 19 条第 4 項各号」に改め、同様式備考 7 中「省令」を「温泉法施行規則」に、「及び使用年数」を「、使用年数」に、「並びにその写真」を「及びその写真」に改め、同様式備考 8 中「省令第 14 条第 2 項」を「温泉法施行規則第 14 条第 2 項各号」に改める。

別記第 19 号様式備考 1 中「法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに」を「法人の主たる事務所の所在地若しくは名称又は」に改め、同様式備考 2 中「氏名及び住所」を「住所又は氏名」に改め、同様式備考 3 中「省令」を「温泉法施行規則」に、「器具等」を「器具、機械又は装置」に、「変更後の」を「変更した器具、機械又は装置」に改め、同様式備考 4 中「業務責任者」を「業務の責任者」に、「有する」を「保有する」に改め、同様式備考 5 中「業務責任者」を「業務の責任者」に、「有する」を「温泉成分分析業務に関し保有する」に改める。

別記第 20 号様式中「温泉成分分析登録業務廃止届出書」を「温泉成分分析機関登録業務廃止届出書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の熊本県温泉法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の熊本県温泉法施行細則(以下「新規則」という。)の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、この規則の施行の日前においても、新規則第 5 条の 5、第 8 条の 2、別記第 6 号様式の 5 及び別記第 10 号様式の 2 から別記第 10 号様式の 4 までの規定の例により、可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請及び可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた地位の承継の届出を行うことができる。

訓 令

熊本県訓令第45号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成20年7月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第29号）の一部を次のように改正する。

別表第3健康福祉部薬務衛生課の項第11項部（局）長専決事項の欄第1号中「第3条」を「第3条第1項又は第11条第1項」に、「温泉掘削」を「掘削、増掘又は動力装置」に改め、同項同欄第10号中「及び管理」を「又は管理方法」に改め、同号を同項同欄第12号とし、同項同欄第9号中「報告の徴収又は立入検査」を「必要な報告を求め、又は立入検査等」に改め、同号を同項同欄第11号とし、同項同欄第8号を第10号とし、同項同欄第7号中「第19条」を「第19条第1項」に改め、同号を同項同欄第9号とし、同項同欄第6号中「第14条」を「第14条第1項」に、「温泉ゆう出目的以外の土地掘削の制限の措置命令をする」を「温泉ゆう出以外の目的の掘削による温泉のゆう出量等への影響を防止するために必要な措置を命ずる」に改め、同号を同項同欄第8号とし、同項同欄第5号中「第12条」を「第12条第1項」に、「命令する」を「命ずる」に改め、同号を同項同欄第7号とし、同項同欄第4号を削り、同項同欄第3号中「第11条第2項で」を「第11条第2項又は第3項において」に、「掘削、増掘又は動力装置の許可後における原状回復命令をすること」を「原状回復を命ずること」に改め、同号を同項同欄第6号とし、同項同欄第2号中「第11条第2項で」を「第11条第2項又は第3項において」に、「若しくは」を「又は」に、「取り消し、又は公益上必要な措置を命令する」を「取り消す」に改め、同号を同項同欄第3号とし、同号の次に次の2号を加える。

4 同法第9条第2項（同法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な措置を命ずること。

5 同法第9条の2（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）又は第14条の10の規定により可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置又は掘削、増掘若しくは温泉の採取の停止を命ずること。

別表第3健康福祉部薬務衛生課の項第11項部（局）長専決事項の欄第1号の次に次の1号を加える。

2 同法第8条第3項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条の8第3項又は第14条の9第2項の規定により可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を命ずること。

別表第3健康福祉部薬務衛生課の項第11項課（総室・室・センター）長専決事項の欄第1号中「第11条第2項で」を「第11条第2項又は第3項において」に改め、同項同欄第2号中「第11条第2項で」を「第11条第2項又は第3項において」に改め、「含む。）」の次に「又は第14条の3第1項」を加え、「許可の」を「許可を受けた」に改め、同項同欄第3号中「第11条第2項で」を「第11条第2項又は第3項において」に改め、「含む。）」の次に「又は第14条の4第1項」を加え、「許可の」を「許可を受けた」に改め、同項同欄第6号を第13号とし、第5号を第12号とし、同項同欄第4号中「第11条第2項で」を「第11条第2項又は第3項において」に、「若しくは」を「又は」に、「工事完了」を「工事の完了」に改め、同号を同項同欄第5号とし、同号の次に次の6号を加える。

6 同法第14条の2第1項の規定により温泉採取の許可をすること。

7 同法第14条の5第1項の規定により可燃性天然ガスの濃度についての確認をすること（対象地が熊本市の場合に限る。）。)

8 同法第14条の5第3項の規定により可燃性天然ガスの濃度の確認を取り消すこと（対象地が熊本市の場合に限る。）。)

9 同法第14条の6第2項の規定により可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた地位の承継の届出を受理すること（対象地が熊本市の場合に限る。）。)

10 同法第14条の8第1項の規定による温泉採取の事業の廃止の届出を受理すること（対象地が熊本市の場合に限る。）。)

11 同法第14条の9第1項の規定により温泉採取の許可を取り消すこと。

別表第3健康福祉部薬務衛生課の項第11項課（総室・室・センター）長専決事項の欄第3号の次に次の1号を加える。

4 同法第7条の2第1項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）又は第14条の7第1項の規定により掘削、増掘若しくは温泉採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削、増掘若しくは温泉採取の方法の変更の許可をすること。

附 則

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。ただし、別表第3健康福祉部薬務衛生課の項第11項課（総室・室・センター）長専決事項の欄第5号の次に6号を加える改正規定（第7号、第8号及び第9号に係る部分に限る。）は、平成20年8月1日から施行する。

熊本県訓令第 46 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 20 年 7 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県保健所処務規程（昭和 29 年熊本県訓令第 33 号の 2）の一部を次のように改正す
る。

第 8 条第 1 項第 14 号中「工事着手届出及び温泉試験場湯届出」を「温泉掘削（増掘、動力装置）工事着手届出、温泉試験揚湯届出、温泉ゆう出路しゅんせつ等着手届出、温泉ゆう出路しゅんせつ等終了届出及び温泉利用廃止届出」に改める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。